

**青森県高病原性鳥インフルエンザ
及び低病原性鳥インフルエンザ
対策マニュアル
【参考資料】**

**平成28年6月
青森県**

参考資料1 対策行動リスト

対応項目・取組事項				当日	当日～決定		決定後直ちに	1日目
項目区分	県・出先区分	対応機関	対応内容等	異常鶏の通報	簡易検査陽性	病性決定	防疫対策本部設置	防疫措置の開始
防疫対応(組織)	県	農林水産政策課、畜産課	報道対応		報道監発表(次長)	知事公表		定時記者会見(次長)
	県・現地	情報連絡会議	(設置済み)		公表前に開催			
	県・現地	(県・現地)対策本部	(病性決定後、直ちに設置) 危機管理対策及び自衛隊の災害派遣要請に関する ことについて防災危機管理課と調整		設置に向けた準備	公表前に設置 (県・現地)		
	県	県対策本部(農林水産部)	防疫方針等の決定、現地への指示				○ 現地と調整	
	県	農林水産政策課	県職員の動員		動員計画の作成 防疫従事者の派遣依頼		○	
	県	財政課、企画調整課、県民生活文化課、健康福祉政策課、商工政策課、監理課、観光企画課、エネルギー開発振興課、会計管理課、教育政策課、農林水産政策課	部局内の人員確保		名簿提出	○		
現地	地域県民局・地域農林水産部	防疫作業及び関連作業の準備・実施 防疫従事者の受入れ準備(宿泊・輸送手段) 防疫従事者の集合場所の設定 健康調査実施場所の確保(保健所と調整) 防疫作業に必要な人員の算定 農場出入口の確保		○		県へ職員派遣要請 市町村職員の動員		
家畜防疫対策	県	畜産課	防疫方針の協議・確認 防疫資材の確保・事務処理	○	○ (準備)	○ ○	○	○
	現地	現地対策本部、家畜保健衛生所(地域農林水産部と協力)	発生農場の対応	立入検査	○	○	○	○
			殺処分・死体等の処理・消毒	処理方法の検討			○	○
		発生状況確認検査 病性鑑定	○	○	○	○	○	
		消毒ポイント・移動制限区域・通行遮断箇所の設定 制限の対象外に係る調査	(準備)	○	○	○	○	
	現地対策本部、地域農林水産部(家畜保健衛生所と協力)	制限区域の案の作成 消毒ポイントの設置・運営 緊急消毒 通行遮断箇所の運営 制限の対象外に係る調査	(準備) (準備)	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	
埋却溝造成	県	農村整備課 行政経営管理課 林政課	協定に基づく埋却溝造成への協力要請 県有地の情報収集 国有林野の活用に係る調整		(準備) 準備 国との調整	○ ○	○ ○	○ ○
	現地	地域農林水産部(水利防災課、農村整備課)	地元選定業者への重機確保等協力要請及び造成指揮 (必要に応じて試掘の実施を検討)		(準備)		○	○
	交通規制等	県 現地	県警本部(保安課、地域課、交通規制課) 地域警察署(地域課、生活安全課、交通規制課)	家畜伝染病予防法に基づく取締り及び交通規制の調整・指示 家畜伝染病予防法に基づく取締り 消毒ポイント、通行遮断箇所等における安全の確保		(準備) (準備)	○ ○	○ ○
道路使用	県	道路課	規制地域の県管理道路及びその施設の情報提供		(準備)	○		○
	現地	地域整備部	規制地域の県管理道路及びその施設の情報提供 道路占用許可の手続き		(準備)	○		○
交通機関	県	港湾空港課、交通政策課、青い森鉄道対策室	関係機関との連絡調整 公共交通関連対策		(準備)	○		○
	現地	地域連携部	市町村との連絡調整		(準備)	○		○
情報提供	県	防災危機管理課 広報広聴課 農林水産政策課 商工政策課	陸自第9師団への情報提供 発生状況等の県広報媒体への掲載 県HP、風評対策、商工金融		○	○		○
	現地	地域県民局・地域連携部	地域内の農政・商工・金融等		(準備)	○		○
相談窓口	県	畜産課、保健衛生課、自然保護課	所管分野の相談		○			○
	現地	家保、動物愛護センター、保健総室 地域農林水産部林業振興課	所管分野の相談		○			○
風評被害対策	県	保健衛生課 観光企画課 食の安全・安心推進課 総合販売戦略課 構造政策課	流通実態調査(ホテル、旅館、小売) 食鳥処理場からの出荷先・販売先、鶏卵の出荷先・販売先、産卵出荷先等のリスト作成 鶏卵保管場所調査 鶏卵一時保管場所リスト作成 県産鶏肉・鶏卵の安全性についてのPR企画 観光施設等に対する広報・周知 動物とのふれあいイベント等に関する対策				○	○
	現地	地域県民局・地域連携部	所管する各部の調整				○	○

対応項目・取組事項				当日	当日～決定		決定後直ちに	1日目	
項目区分	県・出先区分	対応機関	対応内容等	異常鶏の通報	簡易検査陽性	病性決定	防疫対策本部設置	防疫措置の開始	
感染症対策	県	保健衛生課 健康福祉政策課	抗ウイルス薬の在庫・流通調査 ヒトの健康被害調査に関すること		○			→	
			健康相談・保健指導		○			→	
	現地	地域健康福祉部・保健所	周辺住民情報提供・健康状況調査		○	○		→	
			健康調査(従業員・防疫従事者)				○	医師、保健師等による 問診・検診	
			予防接種・抗ウイルス薬投与			必要に応じて		○	医師の判断による抗 ウイルス薬投与等
			ウイルス検査 医療機関確保(医師会等への協力依頼)			必要に応じて		○	→
食鳥処理場	県	保健衛生課	情報提供・食鳥センターとの連絡・調整		○				
	現地	食肉衛生検査所、保健所	処理場の検査体制強化、流通確認、従事者の健康調査		○		規制区域 内の処理 停止		
死亡鶏	県	保健衛生課	化製場法対応					○	
	現地	保健所	化製場法対応					○	
動物取扱い関係	県	保健衛生課	情報提供・販売自粛指導		○			→	
	現地	動物愛護センター	ペットショップの調査 ペット相談窓口開設		○				
野鳥対策	県	自然保護課	情報提供・環境省との調整		○			→	
	現地	地域農林水産部・林業振興課	野鳥調査、野鳥相談窓口設置		必要に応じて回収			→	
水質監視等	県	環境保全課	水質調査(水質測定計画作成・指示)		(必要に応じて)		○		
	現地	環境保健センター 地域連携部・環境管理事務所	水質調査、悪臭測定 水質調査		事前調査、指導 事前調査、指導		継続調査 継続調査	→	
学校教育関係等	県	総務学事課 教育政策課 学校教育課 スポーツ健康課 文化財保護課 健康福祉政策課 学校施設課	鳥類飼育状況・異常の有無 学校等における安全の確保(環境衛生) 児童生徒・職員の感染予防 天然記念物の家きん飼養状況・異常の有無 教育事務所、市町村、県立学校等に情報提供 学校等で飼養している鶏の死亡時の取扱い		事前指導		○	→	
	現地	教育事務所	市立村立学校との連絡調整		事前指導		○		
経営者支援	県	農林水産政策課 畜産課 商工政策課	各種経営者対策の連絡・調整					○	
	現地	地域農林水産部 地域連携部	畜産業者経営対策 畜産関連業者経営対策 商工業関係者経営対策					○	
その他	県	農林水産政策課 畜産課 保健衛生課	国(農林水産省、動物衛生研究所、厚生労働省、国立感染研)、他県、業界団体等への情報提供		○	○	○	→	
	現地	地域県民局・地域連携部	市町村等の要請活動の調整				○	→	

参考資料2 防疫作業従事者の動員試算

試算例: 10万羽規模の農場に係る初動防疫人員と役割分担

区分	役割	家保職員			発生県民局			保健所			動員者			建設業者			警察			発生市町村			関係団体			自衛隊			合計			備考		
		1日	2日	3日	1日	2日	3日	1日	2日	3日	1日	2日	3日	1日	2日	3日	1日	2日	3日	1日	2日	3日	1日	2日	3日	1日	2日	3日	1日	2日	3日			
集合施設	集合施設班長				1	1	1																						1	1	1	現地対策本との連絡調整		
	集合施設施設運営係長				1	1	1																						1	1	1	会場の設営、防疫従事者の受付		
	集合施設施設運営係				4	4	4										5	5	5										9	9	9	資材の管理(在庫確認、補充、保管)		
	集合施設資材管理係長				1	1	1																						1	1	1			
	集合施設資材管理係				4	4	4										5	5	5										9	9	9			
	集合施設保健衛生係							14	14	14																			14	14	14	健康調査会場の設営		
小計	0	0	0	11	11	11	14	14	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	35	35	35	
現場事務所	現場事務所班長				1	1	1																						1	1	1	現地対策本部との連絡調整		
	現場事務所運営係長	1	1	1																									1	1	1	現場事務所の設置及び運営		
	現場事務所運営係				5	5	5				10	10	10																15	15	15			
	現場事務所保健衛生係長							1	1	1																			1	1	1	体調不良、傷病等への対応		
	現場事務所保健衛生係							2	2	2																			2	2	2			
	小計	1	1	1	6	6	6	3	3	3	10	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	20	20			
発生農場	発生農場班長	1	1	1																									1	1	1	現地対策本部との連絡調整		
	評価係	1															1						1						3	0	0	鶏、汚染物品の評価		
	殺処分係長	5																											5	0	0	殺処分進捗状況の管理		
	殺処分(補鳥担当)										20												20						40	0	0	4名×5チーム		
	殺処分(運搬担当)										50												50						100	0	0	10名×5チーム		
	殺処分(炭酸ガス担当)										20												20						40	0	0	4名×5チーム		
	殺処分(袋詰め担当)										30												30						60	0	0	6名×5チーム		
	殺処分(記録担当)										5																		5	0	0	記録		
	サポート係長				1	1	1																						1	1	1	資材の管理担当へ連絡		
	サポート係				4	4	4																						4	4	4	発生農場内で使用する資材の配布や補充及び管理		
	搬出係長				1																								1	0	0	殺処分後、家きん舎から死亡鶏を搬出		
	搬出係										30			2	2	2										30			62	2	2			
	車両消毒係長				1	1	1																						1	1	1	農場出入口で車両、重機等を消毒		
	車両消毒係				1	1	1																						1	1	1			
	農場清掃消毒係				5	5					155	155														150	150	0	310	310	310	農場内及び汚染物品等の消毒		
小計	7	6	6	8	7	7	0	0	0	155	155	155	2	2	2	0	0	0	1	0	0	1	0	0	150	150	150	324	320	320				
埋却地・焼却場	埋却(焼却)班長				1	1																							1	1	0	現地対策本部との連絡調整		
	焼・埋却作業係長				1	1																							1	1	0	処分鶏の運搬・埋却・焼却		
	焼・埋却作業係				4	4					10	10	10	10	10	10													24	24	20			
	焼・埋却支援係長	1	1																										1	1	0	処分鶏の運搬・埋却・焼却に係る作業監督		
	小計	1	1	0	6	6	0	0	0	0	10	10	10	10	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27	27	20			
消毒ポイント	消毒ポイント班長				3	3	3																						3	3	3	消毒ポイント		
	車両誘導				10																		10	10					10	10	10	1名×10か所		
	記録				10	10	10																						10	10	10	1名×10か所		
	消毒				20	20	20																						20	20	20	2名×10か所		
	警察													2	2	2													2	2	2			
小計	0	0	0	43	33	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2	0	0	0	0	10	10	0	0	0	45	45	45				
1クール(8時間)	9	8	7	74	63	57	17	17	17	175	175	175	12	12	12	2	2	2	11	10	10	1	10	10	150	150	150	451	447	440				
1日(3交代分)	27	24	21	222	189	171	51	51	51	525	525	525	36	36	36	6	6	6	33	30	30	3	30	30	450	450	450	1353	1341	1320				

- ・発生規模: 10万羽規模農場、単一発生(10鶏舎100,000羽)
- ・県職員動員規模: 500名(1グループ75名が1時間ずつ作業×2グループ×3交代)
- ・交代時間: 8時間
- ・殺処分体制: 常時150名体制(県職員75名、自衛隊75名)
- ・殺処分能力: 0.5羽/分・人、約22時間で殺処分完了
- ・消毒ポイント: 10か所

参考資料3 防疫従事者の県職員動員に係る基本方針

1 防疫作業の定義

防疫作業は、発生農場及び消毒ポイント等での作業をいう。

2 防疫作業の内容

(1) 発生農場

- ①鶏の殺処分作業 ②段ボール箱等の梱包作業 ③段ボール箱等の運搬作業
- ④発生農場の消毒作業 ⑤汚染物品（糞・卵・餌等）の処分作業

(2) 消毒ポイント

車両消毒作業

(3) 埋却場所

- ①殺処分した鶏及び汚染物品等の埋却作業の補助 ②運搬車両等の消毒作業

(4) 焼却場所

- ①段ボール箱等の運搬作業 ②運搬車両等の消毒作業

3 防疫作業の役割分担

(1) 発生農場の作業

発生農場の作業は、原則、発生地域以外の動員職員が従事するものとし、発生地域の出先機関に所属する動員職員は、発生農場の作業から除外する。

(2) 発生農場以外の作業

発生農場以外（消毒ポイント、埋却場所、焼却場所）の作業は、原則、発生地域の出先機関に所属する動員職員が対応する。

なお、発生農場以外での作業において人数が不足する場合は、現地対策本部長（各地域県民局長）の判断により、発生地域の地域県民局職員を動員職員として、作業に従事させるものとする。

また、発生状況に応じ現地対策本部長が必要と認める場合は、発生地域以外の動員職員を発生農場以外の作業に従事させることができる。

4 動員計画

- (1) 発生規模を発生農場数及び羽数に応じてレベル1～4に設定し、**別紙1**のとおり各レベルの動員職員数を定め、上限は、1,000人（第1クール500人+第2クール（予備班）500人）とする。

なお、第2クールは第1クールに不足が生じた場合、同一農場における防疫作業が4日以上続く場合及び同一時期に他の農場において本病が確認された場合等に動員する。

- (2) 各レベルの防疫作業動員数は、**別紙2**のとおりとする。

- (3) 県職員の動員に係る最終的な判断は、県高病原性鳥インフルエンザ等防疫対策本部長（知事）によるものとする。

5 部局別の割当て

- (1) 各部局のレベル2から4までの割当動員数は、**別紙3**のとおりとする。
- (2) 各部局の動員数は、定数割当てとして、原則、毎年度の変更はしないものとする。
- (3) ただし、新年度の組織改正等により部局内職員数の大幅な変動が生じた場合は、農林水産部（農林水産政策課）は、割当動員数を見直し、速やかに各部局に通知する。
- (4) 各部局の主管課は、毎年度、割当動員数に基づき、部局内の各課及び出先機関並びに各部の所管する各地域県民局の各部に動員数を割り振り、動員職員名簿を作成し、農林水産部（農林水産政策課）に提出する。
- (5) 農林水産部（農林水産政策課）は、動員職員名簿を部署ごとに**別紙4**のとおりAグループの第1・2班、Bグループの第3・4班及びCグループの第5・6班に割り振る。
- (6) 農林水産部（農林水産政策課）は、割り振り後、**別紙5及び6**により、各部局の主管課に対して通知する。

6 動員職員の選定

- (1) 動員職員は、現地での防疫業務を遂行できる社会通念上日常的な業務に支障がない者で、勤務ができない状態の職員を除いて選任する。
- (2) ただし、自宅等において野外施設で野鳥等と接触の可能性がある家きん類（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥）を飼養している者を除く。
- (3) 動員職員であっても、動員の際、急性感染症等により発熱・発咳などの症状を示している者やインフルエンザ等の疾病に罹患している者は除く。
- (4) 動員職員は、現地において医師又は保健師等により防疫作業前後に健康調査を受診し、異常がないことを確認する。

7 発生農場での作業スケジュール

- (1) 発生農場での鶏の殺処分作業等については、原則、疑似患畜確定後、24時間体制で実施する。
ただし、発生農場の鶏舎状況等から夜間の作業などで危険が生じると現地対策本部長が判断した場合は、従事時間を定め実施する。
- (2) 第1クールの24時間体制の基本的な作業スケジュールは、**別紙4**のとおりA～Cの3グループに分け、1日当たり各7～8時間程度従事するものとし、各グループは、人員を2班に分け交代で作業する。
- (3) 各作業員の1回当たりの作業時間は、季節や気温等の条件に応じて現地対策本部長の判断により、おおむね30分～1時間の範囲で作業と休憩を繰り返しながら交代で作業するものとする。
- (4) 第1クールの従事日数は最長3日間とし、これを超える作業が必要な場合は、

第2クールの動員職員を派遣するものとする。

8 発生地域への動員職員の派遣方法

- (1) 動員職員（青森県産業技術センター職員を含む。）は、班ごとに県庁及び各地域の合同庁舎等を出発地点とし、発生地域の集合場所へバスにより移動する。
- (2) なお、各班は、グループごとの健康調査及び作業開始予定時間に合わせ移動するものとする。
- (3) 高病原性鳥インフルエンザ等の疑い事例発生時には、農林水産部（農林水産政策課）が各部局の主管課に動員を要請し、各部局の主管課は、動員名簿登録者に動員の可否を確認した上、農林水産部（農林水産政策課）へ速やかに名簿を提出するとともに、動員職員へ連絡する。
- (4) 動員職員の移動等に係るバスの手配は、農林水産部（農林水産政策課）が行う。

9 動員職員に対する訓練及び指導

- (1) 農林水産部（畜産課）及び各地域県民局地域農林水産部は、防疫演習や実動訓練等を実施し、動員職員はこれに積極的に参加する。
- (2) 農林水産部（畜産課）及び各地域県民局地域農林水産部は、防疫作業の内容等について動員職員に対する講習会等を適宜開催し、職員への周知徹底を図るものとする。

10 連絡窓口

動員に係る連絡窓口は、農林水産政策課とする。なお、その他、防疫対応等に係る連絡窓口は畜産課とする。

<別紙1>

発生レベル別県職員動員計画

単位:人/1日当たり

レベル	発生状況 (規模・類型)	農林水産部 職員	農林水産部 以外の職員	県職員 計
1	・2万羽未満の養鶏場の単一発生	220 (440)	—	220 (440)
2	・5万羽程度の養鶏場の単一発生 ・2万羽未満の養鶏場の複数発生	260 (520)	240 (480)	500 (1,000)
3	・10万羽程度の養鶏場の単一発生 ・5万羽程度の養鶏場の複数発生	260 (520)	240 (480)	500 (1,000)
4	・10万羽以上の養鶏場の単一発生 ・同時期に多数の農場に拡大発生	260 (520)	240 (480)	500 (1,000)

* ()は、県職員必要動員数。

* 各部の職員数には、各県民局職員を含むものとする。

<別紙2>

発生レベル別防疫作業動員計画

単位：人／1日当たり

レベル	県職員	青森県産業技術 センター職員	発生地 市町村	団体等	民間雇用 自衛隊等	計
1	220 (440)	—	30 (60)	30 (60)	—	280 (560)
2	500 (1,000)	30 (60)	30 (60)	30 (60)	—	590 (1,180)
3	500 (1,000)	30 (60)	30 (60)	30 (60)	590 (1,180)	1,180 (2,360)
4	500 (1,000)	30 (60)	30 (60)	30 (60)	590×規模 指数－590 ((590×規 模指数－ 590)×2)	590× 規模指数 (590×規模 指数×2)

*レベル3以上の県職員動員数は、原則、上限数以内の対応としその他の人員は自衛隊の派遣要請及び民間雇用等、発生状況による対応とする。

*レベル3の動員数は、レベル2の倍数として想定。複数発生時は発生状況に基づき対応。

*レベル4の民間雇用、自衛隊等における人数は、「規模指数：発生農場の総飼養羽数÷5万羽」をもとに算出するものとする。

<別紙3>

部局別割当動員数

単位:人/1日当たり

部局名	人数 (レベル2以上)	備考
総務部	43 (86)	各地域県民局県税部を含む
企画政策部	32 (64)	各地域県民局地域連携部を含む
環境生活部	16 (32)	
健康福祉部	54 (108)	各地域県民局地域健康福祉部を含む
商工労働部	18 (36)	
県土整備部	59 (118)	各地域県民局地域整備部を含む
危機管理局	3 (6)	
エネルギー 総合対策局	4 (8)	
観光国際 戦略局	7 (14)	
出納局	4 (8)	
小計	240 (480)	
農林水産部	260 (520)	各地域県民局地域農林水産部を含む
計	500 (1,000)	

* ()は、必要動員数。

* 各部の職員数には、各地域県民局職員を含むものとする。

* 病院局は除く。

参考資料4 家畜伝染病発生時の防疫措置に係る協定

1 協定の締結状況

No.	協定の名称	締結年月日	相手方	業務内容	県の窓口
1	家畜伝染病における緊急対策業務に関する協定	H20. 3. 5	青森県農村整備建設協会	埋却溝の造成、殺処分家畜の運搬及び埋却	農村整備課
2	家畜伝染病発生時等における緊急消毒業務に関する協定書	H24. 3. 28	青森県ペストコントロール協会	緊急消毒及び付随する業務	畜産課
3	家畜伝染病発生時等における動物用医薬品等の確保に関する協定書	H24. 7. 19	青森県動物薬品器材協会	動物用医薬品及び器材の緊急的な確保	畜産課
4	家畜伝染病発生時における物資等の緊急輸送に関する協定書	H25. 2. 25	公益社団法人青森県トラック協会	家畜伝染病のまん延防止に必要な物資等の緊急輸送業務	畜産課
5	家畜伝染病発生時における液化炭酸ガス等の供給に関する協定書	H25. 6. 19	青森県高圧ガス協会	鶏等の殺処分に使用する炭酸ガスの供給	畜産課
6	家畜伝染病発生時等における交通誘導警備業務等に関する協定書	H25. 10. 1	一般社団法人青森県警備業協会	消毒ポイントにおける車両等の交通誘導	畜産課
7	災害時等における資機材のリースに関する協定	H25. 10. 1	一般社団法人日本建設機械レンタル協会青森支部	発生農場や消毒ポイントで使用する資機材の等のリース	防災危機管理課